２　前項の規定により行われた当該書類に記載すべき事項の提供は、国際事務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁長官に到達したものとみなす。

３　第一項の場合において、商標法第六十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「願書及び必要な書面」とあるのは「電磁的方法により提供された願書及び必要な書面に記載すべき事項」と、「送付」とあるのは「電磁的方法により提供」と、同条第二項中「願書の記載事項」とあるのは「電磁的方法により提供された願書に記載すべき事項」と、「願書に記載」とあるのは「国際事務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

（国際登録出願の願書等の送付）

第二条の三　特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法により同項に規定する国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。

２　前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

備考　表中の［　］は注記である。

（国際登録出願の願書等の送付）

第二条の二　特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により同項に規定する国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。

２　前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の適用については、同項中「送付した国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とする。

附　則

この省令は、令和四年六月一日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条、第十五条第一項及び第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

経済産業大臣　萩生田光一

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ト(3)、同項第九号ト(2)及び同項第十一号ト(2)中「二十歳」を「十八歳」に改め、同号ト(5)及び同項第十二号ト(4)中「又は遺贈を」を「若しくは遺贈を」に改め、同項第十三号ト(2)中「二十歳」を「十八歳」に改め、同号ト(5)及び同項第十四号ト(4)中「又は遺贈を」を「若しくは遺贈を」に改める。

第十七条第二項及び第十八条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

様式第一、様式第四及び様式第四の二中備考３を備考２とする。

様式第六中備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第七の表１第１種経営承継受贈者の欄中「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第12号又は第14号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第七の三の表２第１種特例経営承継受贈者の欄中「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第８号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、備考③を備考②とし、備考④から備考⑥までを１つずつ繰り上げる。